

京都市消防局職員厚生会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市規則第167号

京都市消防局職員厚生会規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員厚生会規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「京都市水道局及び下水道局職員等厚生会」を「京都市上下水道局職員等厚生会」に改める。

第19条第1項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とする。

第36条第1項中「課及び」を「室及び課並びに」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)